

参考資料

- 1 文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例 20
- 2 香川県文化芸術振興審議会委員名簿 24
- 3 文化芸術に対する意識調査（平成29年6月 県政モニターアンケート） 25

1 文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例

(平成 19 年 12 月 21 日 条例第 68 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 心豊かで活力あふれる香川づくりの基本的施策（第 7 条—第 19 条）

第 3 章 香川県文化芸術振興計画（第 20 条）

第 4 章 香川県文化芸術振興審議会（第 21 条—第 23 条）

第 5 章 香川県文化芸術振興基金（第 24 条—第 27 条）

第 6 章 雑則（第 28 条）

附則

「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と詠まれた香川県には、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海を始め、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池が点在する讃岐平野など、美しい自然と、古くから文化の大動脈であった瀬戸内海に面することによって培われた豊かな歴史があり、その中で伝統ある文化芸術がはぐくまれてきた。また近年、香川県は数多くの優れた芸術家を輩出するとともに、創作活動の場として世界的な芸術家をひき付けるなど、現代美術を中心とした優れた文化芸術を受け入れてきた個性豊かな地でもある。

文化芸術には、世代を超えて感動や喜び、やすらぎを与え、豊かな感性を養い、創造性を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するなど、様々な力がある。

今日、価値観の多様化が進み、人と人とのつながりが薄らいでいく中で、物の豊かさだけでなく心の豊かさを享受できる、うるおいに満ちた暮らしを実現するためには、こうした文化芸術の力を活用することが不可欠である。

また、ふるさとの伝統文化を継承し、個性豊かな文化芸術を創造し、活用することを通じて、私たちはふるさとに誇りを持ち、愛着を感じることができ、そしてこのことは、地域社会の活性化にもつながるものと確信する。

こうした文化芸術の持つ力を十分に認識した上で、県民、文化芸術団体、市町及び県が協働し、連携しながら、文化芸術の振興に力強く取り組み、心豊かで活力あふれる香川を創造することを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人一人が心の豊かさとうるおいを実感できる活力ある香川の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「文化芸術」とは、文学、音楽、美術、書道、演劇、舞踊、写真、映像その他の芸術、茶道、華道、郷土料理、盆栽その他の生活文化並びに有形及び無形の文化財、伝統工芸、民俗芸能その他の伝統文化をいう。

（基本理念）

第 3 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民一人一人であるとの認識の下に、その自由な発想及び自主的かつ主体的な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）が尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、市町及び県は、それぞれの役割を相互に理解し、協働して取り組むよう努めなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、県民の文化意識の高揚及び文化芸術に関わる人材の育成が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、県民一人一人が文化芸術に関わることができる機会を持ち、文化芸術の発表及び交流を行うことができるよう、環境の整備が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人がふるさとに誇りを持ち、及び愛着を感じ、並びに地域が活性化されるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術を振興する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。その推進に当たっては、県民及び文化芸術団体の意見を反映させるよう努めなければならない。

- 2 県は、文化芸術を振興する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が実施する文化芸術を振興する施策に対して、必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、文化芸術を振興する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第5条 県民及び文化芸術団体は、文化芸術の担い手として、基本理念にのっとり、自由な発想の下に、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

（市町の役割）

第6条 市町は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

第2章 心豊かで活力あふれる香川づくりの基本的施策

（地域固有の生活文化及び伝統文化の保存等）

第7条 県は、遍路、ため池、島、まち並み等に関わる地域固有の生活文化及び伝統文化が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（個性豊かな芸術の振興）

第8条 県は、個性豊かな現代美術、映像その他の芸術の振興が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（創造的な活動を行う者等の育成）

第9条 県は、文化芸術に関して創造的な活動又は継承を行う者（以下「芸術家等」という。）、文化芸術活動の企画又は運営を行う者及び文化芸術活動に参加又は支援をする者の育成が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術に親しむ機会の充実等）

第10条 県は、県民一人一人が文化芸術についての理解及び関心を深め、創造の意欲を高められるよう、全国規模の音楽祭若しくは美術展覧会又は芸術祭の開催などの文化芸術に親しむ機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（青少年が文化芸術に触れる機会の充実等）

第11条 県は、次代の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくみ、及び文化芸術を見る目を養うことができるよう、芸術家等からの指導を受けられるなどの文化芸術に触れる機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術活動の取組に対する支援等）

第12条 県は、県民及び文化芸術団体の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進が図られるよう、その取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の場の充実及び活用)

第13条 県は、文化施設について、文化芸術活動の場としての充実が図られるよう、情報の提供、施設間の連携等その他の必要な施策を講ずるよう努めるとともに、文化施設以外の施設についても、文化芸術活動の場として活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する創作活動等の推進)

第14条 県は、芸術家等が地域に滞在し、創作活動を行うとともに、地域住民等と交流を深めることができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(民間による支援活動の促進)

第15条 県は、個人又は民間団体による文化芸術活動に対する支援活動の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化資源を活用した産業の振興等)

第16条 県は、漆芸、石彫、盆栽、歌舞伎、現代美術、まち並みその他の文化資源を活用した観光産業その他の産業の振興が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるとともに、当該産業による地域の文化芸術の形成に努めるものとする。

(文化芸術の交流の促進)

第17条 県は、世代間及び地域間並びに海外との文化芸術の交流の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び発信)

第18条 県は、県民及び文化芸術団体の文化芸術活動の促進が図られるよう、地域の文化芸術活動及び文化資源に関する情報を積極的に収集し、及び発信するよう努めるものとする。

(顕彰及び奨励)

第19条 県は、香川県文化芸術振興審議会の意見を聴いた上で、県における文化芸術の振興に極めて優れた功績のある者等を顕彰するとともに、文化芸術活動を行う将来性豊かな者の活動を奨励するよう努めるものとする。

第3章 香川県文化芸術振興計画

第20条 知事は、文化芸術の振興により心豊かで活力あふれる香川づくりを進めるため、香川県文化芸術振興計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を原則として5年ごとに定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の振興の目標及び基本的な方針
- (2) 文化芸術の振興のために重点的に実施する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興のために必要な事項

3 知事は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、香川県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化芸術振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

第4章 香川県文化芸術振興審議会

(香川県文化芸術振興審議会の設置及び所掌事務)

第21条 知事の諮問に応じ、第19条の規定による顕彰及び奨励、前条の規定による文化芸術振興計画の策定等その他文化芸術の振興に関する重要事項を審議するため、香川県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会の組織及び運営に関する委任)

第 23 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 香川県文化芸術振興基金

(香川県文化芸術振興基金の設置)

第 24 条 文化芸術の振興に資する事業の財源に充てるため、香川県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て等)

第 25 条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

2 文化芸術の振興のための寄附金があった場合は、これを予算に計上して、この基金に編入するものとする。

3 県有財産を売却した場合は、その収入の一部を予算に計上して、この基金に編入するよう努めるものとする。

(基金の管理等)

第 26 条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

5 基金は、文化芸術の振興に資する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(基金の管理及び処分に関する委任)

第 27 条 前 3 条に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(香川県文化功労者表彰条例及び香川県美術品取得基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 香川県文化功労者表彰条例（昭和 50 年香川県条例第 1 号）

(2) 香川県美術品取得基金条例（昭和 56 年香川県条例第 4 号）

(香川県美術品取得基金の処理)

3 この条例の施行の際現に、前項の規定による廃止前の香川県美術品取得基金条例により設置された香川県美術品取得基金に属する現金は、第 25 条第 1 項の規定により積み立てた香川県文化芸術振興基金に属する現金とみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

4 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和 32 年香川県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

2 香川県文化芸術振興審議会委員名簿

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

氏名	所属	備考
北岡 省三	香川県美術家協会会長・漆芸家	
小西智都子	ROOTS BOOKS代表	
島田 博美	島田芸術舞踊学校長	
武田真由美	公認会計士	
中條 晴之	公益財団法人中條文化振興財団事務局長	
都村 慶子	香川フルーツ友の会会長・フルーツ奏者	
永見 宏介	株式会社桜製作所代表取締役社長	
丹羽 佑一	香川大学名誉教授	
橋本 一仁	四国学院大学社会学部教授・理事	会長
花岡 通子	学校法人花岡学園理事長	会長職務代理者
三浦 耐子	武蔵野美術大学名誉教授・画家	
本江 邦夫	多摩美術大学美術学部教授	
渡辺 理香	香川短期大学教授・声楽家	

(敬称略 五十音順)

【文化芸術に対する意識調査】

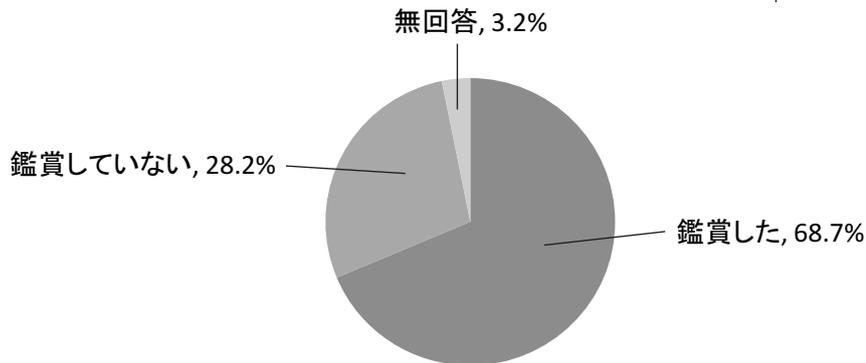
調査期間:	H29.6.2	～	H29.6.16
回答率:	90.9%	回答者数	348人

調査の目的について

香川県では、平成19年12月に、心豊かで活力あふれる香川を創造することを目指して、「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」を制定するとともに、平成20年を文化芸術振興元年として位置付け、文化芸術を振興するために重点的に取り組む事業などを明らかにした「香川県文化芸術振興計画」を策定しました。現計画(平成25年度～平成29年度)に引き続き、平成30年度からの新たな文化芸術振興計画を策定するにあたり、アンケートをお願いするものです。

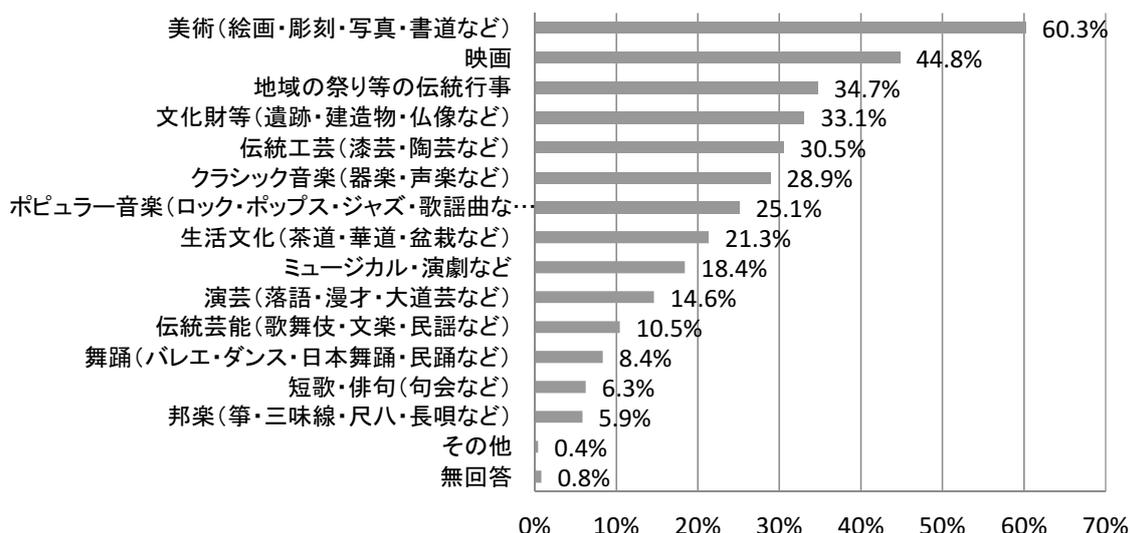
【問1】 あなたは、この1年間で、会場で直接、文化芸術鑑賞をされましたか。注：ホール・劇場・映画館・美術館等の会場で直接、文化芸術の鑑賞をした場合をいいます。テレビ・DVD等での映画鑑賞やCD・レコード等での音楽鑑賞等は除きます。

選択肢	回答者数	構成比
鑑賞した	239	68.7%
鑑賞していない	98	28.2%
無回答	11	3.2%
計	348	100.0%



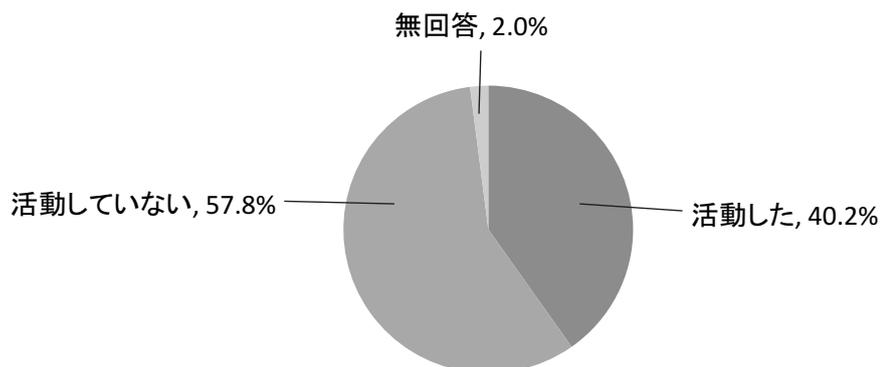
【問1-2】 問1で「1 鑑賞した」と答えた方にお伺いします。その鑑賞内容について、下記のあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。(複数回答)

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
美術(絵画・彫刻・写真・書道など)	144	60.3%
映画	107	44.8%
地域の祭り等の伝統行事	83	34.7%
文化財等(遺跡・建造物・仏像など)	79	33.1%
伝統工芸(漆芸・陶芸など)	73	30.5%
クラシック音楽(器楽・声楽など)	69	28.9%
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲など)	60	25.1%
生活文化(茶道・華道・盆栽など)	51	21.3%
ミュージカル・演劇など	44	18.4%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	35	14.6%
伝統芸能(歌舞伎・文楽・民謡など)	25	10.5%
舞踊(バレエ・ダンス・日本舞踊・民踊など)	20	8.4%
短歌・俳句(句会など)	15	6.3%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	14	5.9%
その他	1	0.4%
無回答	2	0.8%



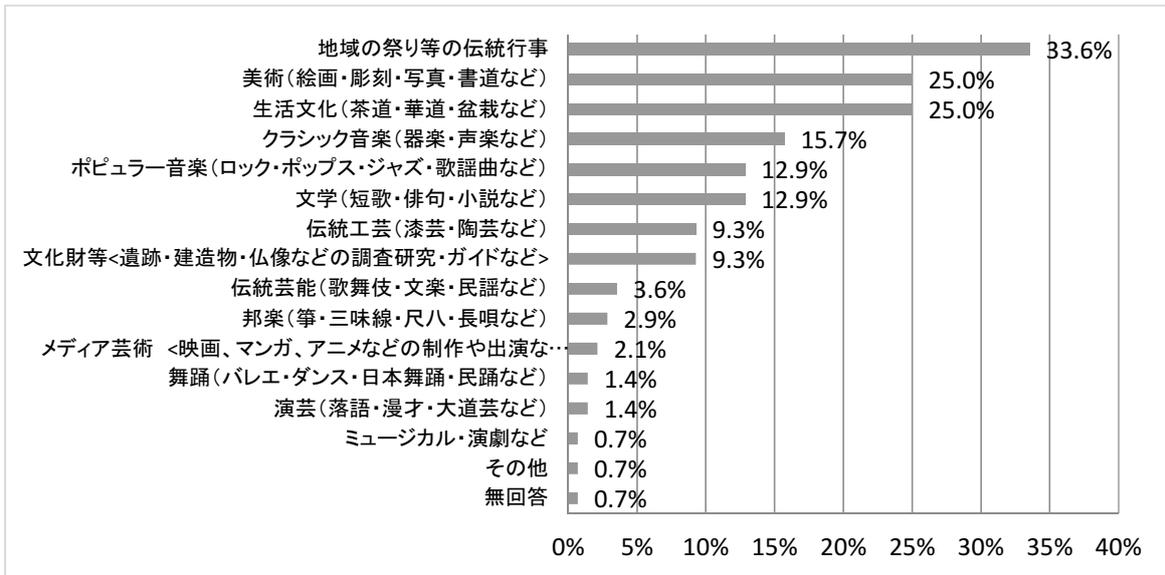
【問2】 あなたは、この1年間で文化芸術活動をされましたか。
 注：鑑賞のみの場合は含みませんが、いわゆる「習いごと」は含みます。

選択肢	回答者数	構成比
活動した	140	40.2%
活動していない	201	57.8%
無回答	7	2.0%
計	348	100.0%



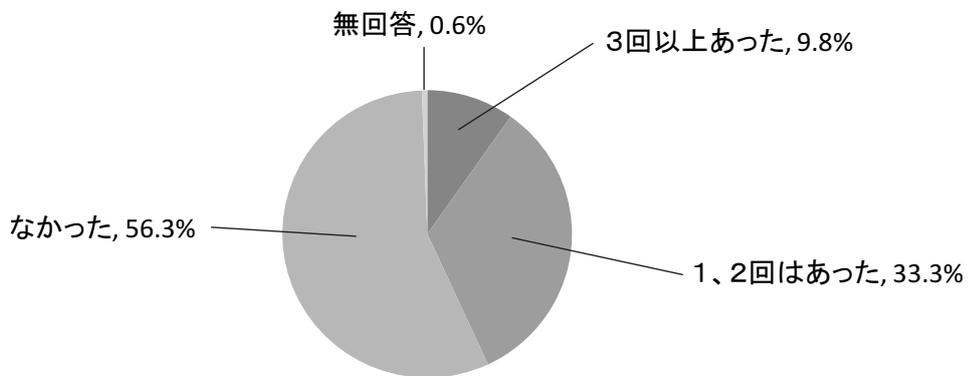
【問2-2】 問2で「1 活動した」と答えた方にお伺いします。その活動内容について、下記のあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。(複数回答)

選択肢	回答者数	構成比
地域の祭り等の伝統行事	47	33.6%
美術(絵画・彫刻・写真・書道など)	35	25.0%
生活文化(茶道・華道・盆栽など)	35	25.0%
クラシック音楽(器楽・声楽など)	22	15.7%
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲など)	18	12.9%
文学(短歌・俳句・小説など)	18	12.9%
伝統工芸(漆芸・陶芸など)	13	9.3%
文化財等<遺跡・建造物・仏像などの調査研究・ガイドなど>	13	9.3%
伝統芸能(歌舞伎・文楽・民謡など)	5	3.6%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	4	2.9%
メディア芸術 <映画、マンガ、アニメなどの制作や出演など>	3	2.1%
舞踊(バレエ・ダンス・日本舞踊・民踊など)	2	1.4%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	2	1.4%
ミュージカル・演劇など	1	0.7%
その他	1	0.7%
無回答	1	0.7%



【問3】 あなたは、この1年間で、文化芸術活動や鑑賞のために県外に出かけることはありましたか。1つだけ選択してください。

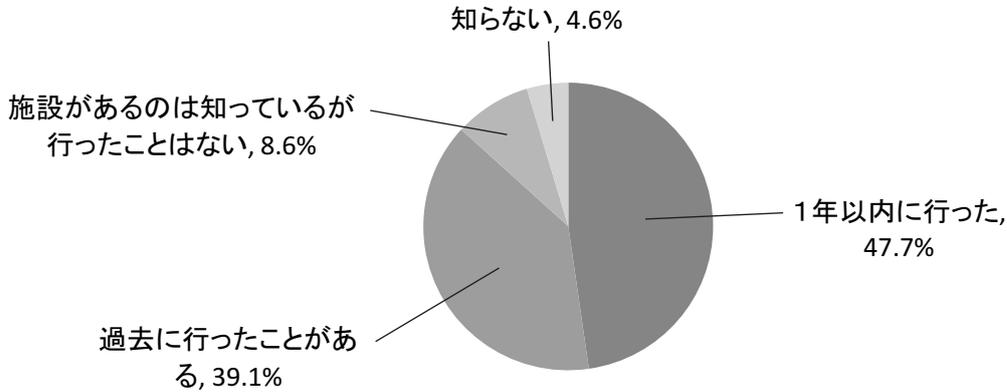
選択肢	回答者数	構成比
3回以上あった	34	9.8%
1、2回はあった	116	33.3%
なかった	196	56.3%
無回答	2	0.6%
計	348	100.0%



【問4】 県有施設の利用等についてお伺いします。1つだけ選択してください。

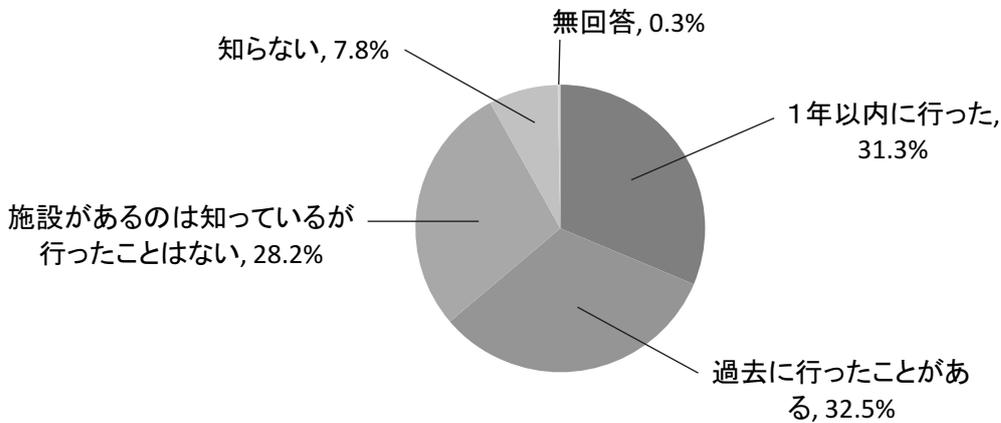
(1) 香川県県民ホール(レクザムホール)
(高松市玉藻町。※平成27年度までの愛称は「アルファあなぶきホール」)

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	166	47.7%
過去に行ったことがある	136	39.1%
施設があるのは知っているが行ったことはない	30	8.6%
知らない	16	4.6%
計	348	100.0%



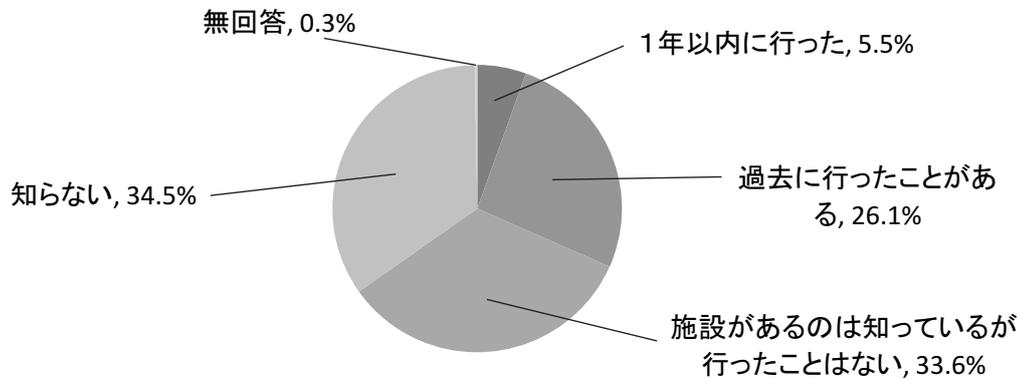
(2) 香川県立ミュージアム
(高松市玉藻町。平成20年3月までの名称は「香川県歴史博物館」)

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	109	31.3%
過去に行ったことがある	113	32.5%
施設があるのは知っているが行ったことはない	98	28.2%
知らない	27	7.8%
無回答	1	0.3%
計	348	100.0%



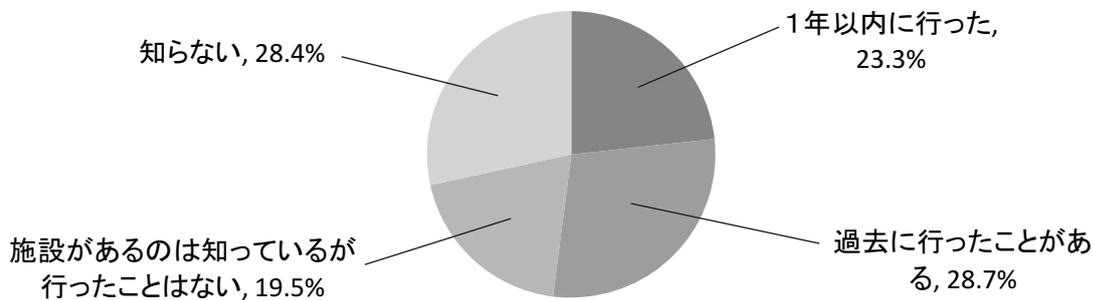
**(3) 瀬戸内海歴史民俗資料館
(高松市亀水町。県立ミュージアム分館)**

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	19	5.5%
過去に行ったことがある	91	26.1%
施設があるのは知っているが行ったことはない	117	33.6%
知らない	120	34.5%
無回答	1	0.3%
計	348	100.0%



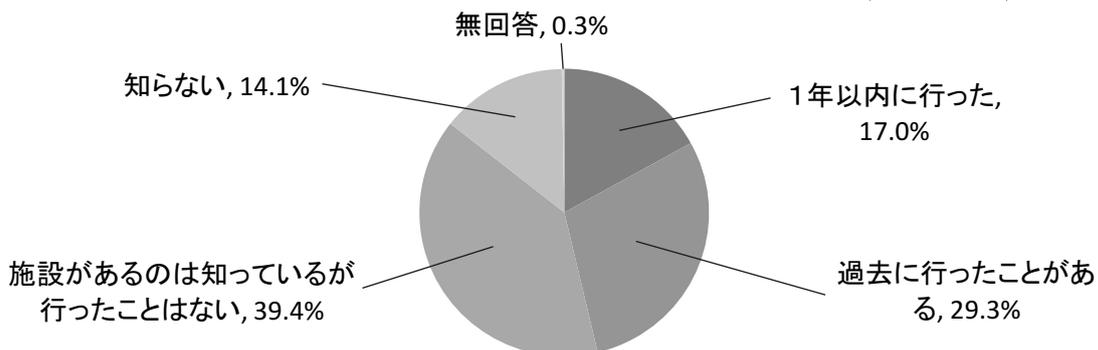
(4) 香川県文化会館(高松市番町。県立ミュージアム分館)

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	81	23.3%
過去に行ったことがある	100	28.7%
施設があるのは知っているが行ったことはない	68	19.5%
知らない	99	28.4%
計	348	100.0%



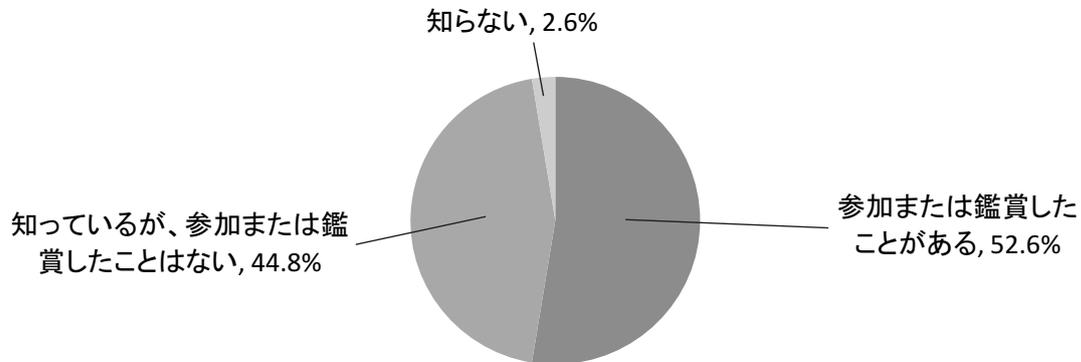
(5) 東山魁夷せとうち美術館(坂出市沙弥島)

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	59	17.0%
過去に行ったことがある	102	29.3%
施設があるのは知っているが行ったことはない	137	39.4%
知らない	49	14.1%
無回答	1	0.3%
計	348	100.0%



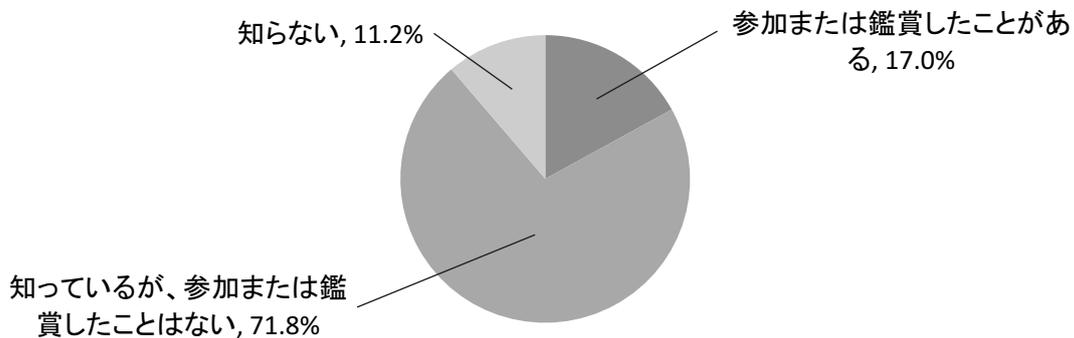
【問5】 「瀬戸内国際芸術祭」をご存じですか。1つだけ選択してください。

選択肢	回答者数	構成比
参加または鑑賞したことがある	183	52.6%
知っているが、参加または鑑賞したことはない	156	44.8%
知らない	9	2.6%
計	348	100.0%



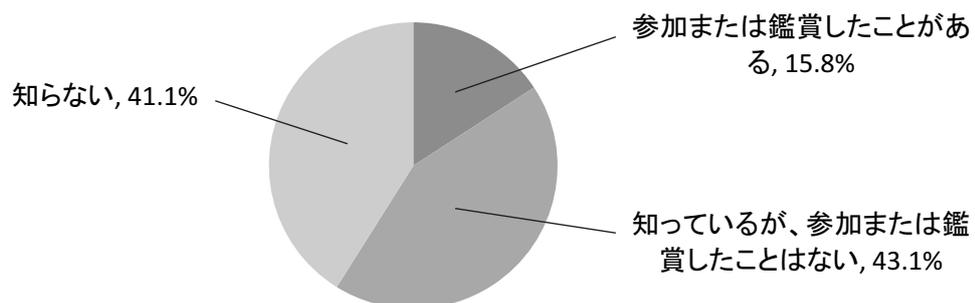
【問6】 「さぬき映画祭」をご存じですか。1つだけ選択してください。

選択肢	回答者数	構成比
参加または鑑賞したことがある	59	17.0%
知っているが、参加または鑑賞したことはない	250	71.8%
知らない	39	11.2%
計	348	100.0%



【問7】 「かがわ文化芸術祭」をご存じですか。1つだけ選択してください。

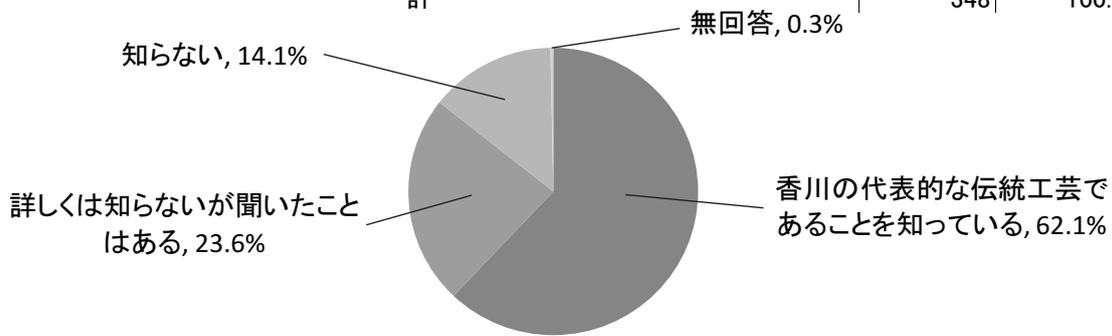
選択肢	回答者数	構成比
参加または鑑賞したことがある	55	15.8%
知っているが、参加または鑑賞したことはない	150	43.1%
知らない	143	41.1%
計	348	100.0%



【問8】 「香川漆芸」についてお伺いします。1つだけ選択してください。

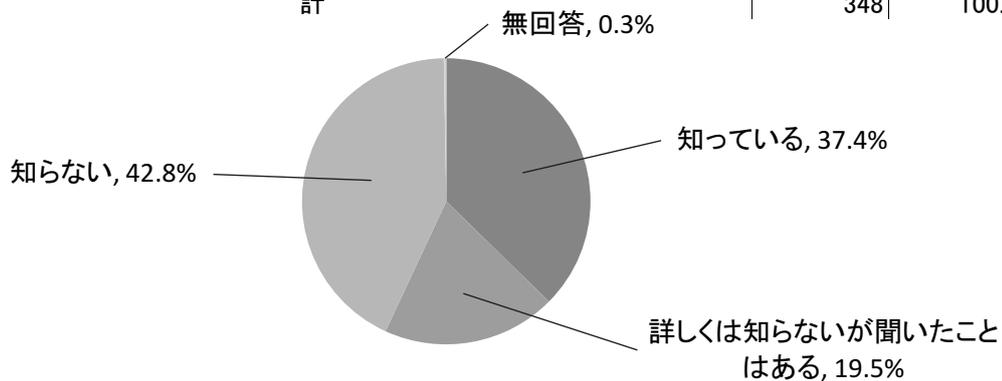
(1)「香川漆芸」が、県内に重要無形文化財保持者(人間国宝)を有し、高度で洗練された独自の技法を有する、香川の代表的な伝統工芸であることをご存じですか。

選択肢	回答者数	構成比
香川の代表的な伝統工芸であることを知っている	216	62.1%
詳しくは知らないが聞いたことはある	82	23.6%
知らない	49	14.1%
無回答	1	0.3%
計	348	100.0%



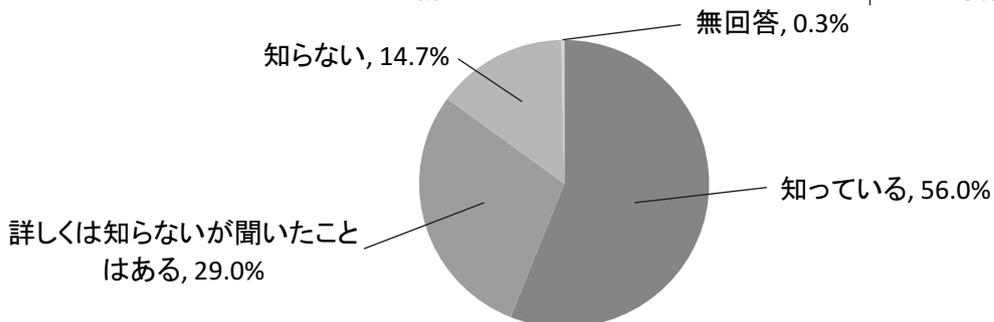
(2)「香川漆芸」の後継者の育成と技術の向上を目的とする香川県の施設として、「香川県漆芸研究所」があることをご存じですか。

選択肢	回答者数	構成比
知っている	130	37.4%
詳しくは知らないが聞いたことはある	68	19.5%
知らない	149	42.8%
無回答	1	0.3%
計	348	100.0%



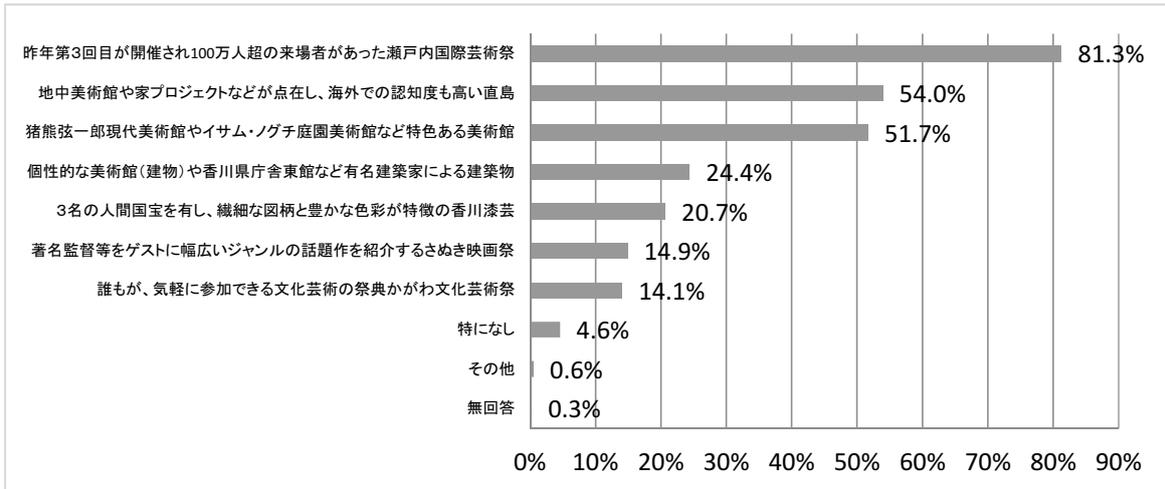
【問9】 香川県は他の3県などと連携し、「四国遍路」の世界遺産登録に向け活動しています。この県の取り組みをご存じですか。1つだけ選択してください。

選択肢	回答者数	構成比
知っている	195	56.0%
詳しくは知らないが聞いたことはある	101	29.0%
知らない	51	14.7%
無回答	1	0.3%
計	348	100.0%



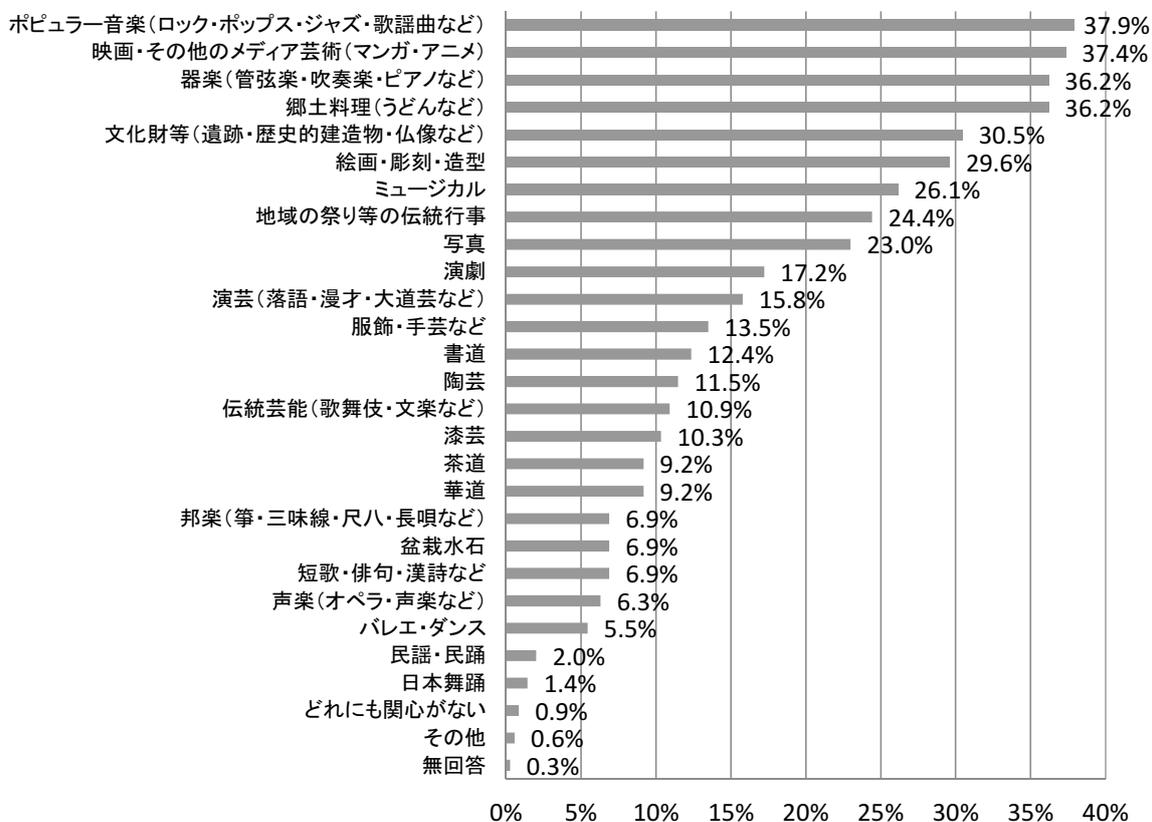
【問10】 「香川県の文化芸術（アート）」で想起するイメージを3つまで（自由記述を含む）お答えください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
昨年第3回目が開催され100万人超の来場者があった瀬戸内国際芸術祭	283	81.3%
地中美術館や家プロジェクトなどが点在し、海外での認知度も高い直島	188	54.0%
猪熊弦一郎現代美術館やイサム・ノグチ庭園美術館など特色ある美術館	180	51.7%
個性的な美術館(建物)や香川県庁舎東館など有名建築家による建築物	85	24.4%
3名の人間国宝を有し、繊細な図柄と豊かな色彩が特徴の香川漆芸	72	20.7%
著名監督等をゲストに幅広いジャンルの話題作を紹介するさぬき映画祭	52	14.9%
誰もが、気軽に参加できる文化芸術の祭典かがわ文化芸術祭	49	14.1%
特になし	16	4.6%
その他	2	0.6%
無回答	1	0.3%



【問11】 次のうち、あなたが関心があるものの左欄に○をつけてください。（5つまで選択）

選択肢	回答者数	構成比
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲など)	132	37.9%
映画・その他のメディア芸術(マンガ・アニメ)	130	37.4%
器楽(管弦楽・吹奏楽・ピアノなど)	126	36.2%
郷土料理(うどんなど)	126	36.2%
文化財等(遺跡・歴史的建造物・仏像など)	106	30.5%
絵画・彫刻・造型	103	29.6%
ミュージカル	91	26.1%
地域の祭り等の伝統行事	85	24.4%
写真	80	23.0%
演劇	60	17.2%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	55	15.8%
服飾・手芸など	47	13.5%
書道	43	12.4%
陶芸	40	11.5%
伝統芸能(歌舞伎・文楽など)	38	10.9%
漆芸	36	10.3%
茶道	32	9.2%
華道	32	9.2%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	24	6.9%
盆栽水石	24	6.9%
短歌・俳句・漢詩など	24	6.9%
声楽(オペラ・声楽など)	22	6.3%
バレエ・ダンス	19	5.5%
民謡・民踊	7	2.0%
日本舞踊	5	1.4%
どれにも関心がない	3	0.9%
その他	2	0.6%
無回答	1	0.3%



【問12】 「文化芸術の振興」について、あなたのお考えとして最も近いものを1つだけお答えください。

選択肢	回答者数	構成比
とても重要である	165	47.4%
まあ重要である	132	37.9%
どちらともいえない	26	7.5%
あまり重要でない	7	2.0%
全く重要でない	0	0.0%
無回答	18	5.2%
計	348	100.0%

